

公立大学法人首都大学東京
平成 18 年度 年度計画

平成 18 年 10 月

公立大学法人首都大学東京

目次

平成18年度 年度計画の基本的な考え方	1
I 計画の期間及び法人の組織	2
1 計画の期間	2
2 法人の組織	2
II 首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置	3
1 教育に関する目標を達成するための措置	3
(1) 教育の内容等に関する取組み	3
【入学者選抜】	3
【教育課程・教育方法】～学部教育における取組み～	3
【教育課程・教育方法】～大学院教育における取組み～	5
【教育の質の評価・改善】	5
(2) 学生支援に関する取組み	6
【学修に関する支援】	7
【学生生活支援】	7
【就職支援】	7
【留学支援】	8
【外国人留学生支援】	8
【適応相談】	8
【支援の検証】	8
2 研究に関する目標を達成するための措置	9
(1) 研究の内容等に関する取組み	9
(2) 研究実施体制等に関する取組み	9
3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	10
(1) 産学公連携に関する取組み	10
(2) 都政との連携に関する取組み	10
(3) 都民への知の還元に関する取組み	11
III 産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
1 教育に関する目標を達成するための措置	12
(1) 教育の内容等に関する取組み	12
(2) 教育実施体制等の整備に関する取組み	12
(3) 学生支援に関する取組み	12
2 研究に関する目標を達成するための措置	13
(1) 研究の内容等に関する取組み	13
(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み	13
3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	13
(1) 中小企業活性化に関する取組み	13
(2) 都民への知の還元に関する取組み	13
(3) 高度専門技術者の育成等に関する取組み	13

IV	東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、 東京都立短期大学に関する目標を達成するためにとるべき措置	14
1	教育に関する目標を達成するための措置	14
(1)	教育の内容等に関する取組み	14
(2)	学生支援に関する取組み	14
V	法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	15
1	業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	15
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	15
3	人事の適性化に関する目標を達成するための措置	16
4	事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	16
VI	財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	17
1	外部資金等の増加に関する目標を達成するための措置	17
2	授業料等学生納付金に関する目標を達成するための措置	17
3	オープンユニバーシティの事業収支に関する目標を達成するための措置	17
4	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	17
5	資産の管理運用に関する目標を達成するための措置	18
6	剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開に関する目標を 達成するための措置	18
VII	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成する ためにとるべき措置	19
VIII	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	20
1	広報活動の積極的展開に関する目標を達成するための措置	20
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	20
3	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	20
4	安全管理に関する目標を達成するための措置	21
5	社会的責任に関する目標を達成するための措置	21
IX	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	22
X	短期借入金の限度額	22
XI	剰余金の使途	22
XII	施設及び設備に関する計画	22
(別紙)	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	23
1	予算	23
2	収支計画	24
3	資金計画	25
[別表]	法人の組織	26
1	教育研究組織	26
2	事務組織	28

平成18年度 年度計画の基本的考え方

平成17年度から平成22年度までの6年間を計画期間とする中期計画を達成するため、平成18年度において取り組むべき事項を年度計画として定め、着実な事業展開を図る。平成18年度は首都大学東京開学及び法人化2年目であることから、大学改革の理念をより具体化し、その取組の推進に向けた礎の強化を図るとともに、今後進むべき方向性を一層明確にし、より戦略的な取組を高めていく。このため、以下の取組みを進めていく。

- ・ 特色ある教育課程（基礎ゼミナール他）、授業改善の取組、学生の自己開発力の形成支援、学生サポートセンター、産学公連携センター、オープンユニバーシティ、都との連携施策、運営委員会の設置、人事給与制度など、新たに開始した大学改革の取組について、大学の理念の実現に向け、事業の執行体制を充実し、一層積極的な展開を図る。
- ・ 新大学院、産業技術大学院大学、インダストリアルアートコースの開設など、今年度新たに開始する取組を着実に実施するとともに、新分野・新コースの開設など、来年度以降の取組に向けた準備を進める。
- ・ 教育、研究、社会還元、学生支援、業務運営に関し、大学の特色、「強み」を調査、分析し、それらを戦略的見地から強化していくとともに、効果的な方法で受験生、保護者、企業など広く社会に訴える。
- ・ 上記諸課題の実施にあたっては、理事長・学長が定める全体方針の下に、経営審議会、教育研究審議会及び経営・教学戦略委員会等を活用し、教育研究組織及び事務組織が迅速かつ的確に方針を具体化し実施する仕組みを確立することにより、的確かつ円滑な法人・大学運営の実現を図る。

I 計画の期間及び法人の組織

1 計画の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

2 法人の組織

別表のとおりとする。

II 首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組み

【入学者選抜】

- 学部の入学者選抜
 - ・ 平成 19 年度入試に向け、首都大学東京（以下「大学」という。）の基本理念を踏まえたアドミッションポリシー（全学、学部ごと、募集単位ごと）を、大学案内、ホームページなどで公表する。
 - ・ 全学や学部のアドミッションポリシーに沿った学生の受入れに向け、入試のあり方について検討を行い、充実を図る。志願者の能力・資質を的確に評価できるように多様な入試の一層の充実を図る。
 - ・ 入学者の成績追跡調査や在学生の成績遡及調査を実施し、アドミッションポリシーに応じた学生の選抜ができてきているかどうかを検証する。この結果を入試の改善に反映する。
- 大学院の入学者選抜
 - ・ 各研究科の特性に応じた選抜時期、選抜方法で実施する。
 - ・ 募集要項の記載項目の共通化を図るなど、再編後の入学者選考の円滑な実施を進める。
- 入試広報
 - ・ アドミッションポリシーに則して、大学の社会的認知の向上に資するよう、効果的な入試広報を行う。
 - ・ オープンキャンパス（大学説明会、キャンパス散歩等）については、6,500 名参加を目途に、在学生参加企画など実施内容の充実や、年度当初からの受験生（1, 2 年生を含む）PRの展開など広報の充実を図る。
 - ・ ホームページについては、オープンキャンパス（大学説明会、キャンパス散歩等）参加者のアンケート結果を踏まえ、入試及び学生生活に関するページを充実させる。
 - ・ 本学の受験者層に合う進学ガイダンスに重点的に参加する。
 - ・ 受験者層の地域分析を行い、他県開催ガイダンスへ参加するなど、PRの充実を図る。
 - ・ 全学及び学部単位で、指定校、実績校のほか、近隣県の高校を含め、前年実績を上回る高校訪問を実施する。
 - ・ 本学の受験対象者層を的確に把握し、多様なメディアを活用した積極的な広報活動を展開する。
 - ・ 高大連携の一環としてサマーキャンパスや出張講義の充実について検討し、順次実施する。
 - ・ 学部・大学院の特性に応じ、適宜適切な広報活動の充実を図る。

【教育課程・教育方法】

～学部教育における取組み～

- 大学の基本理念を実現するため、下記の取組みを行う。
 - ① 単位バンクシステムの導入
 - (ア) 登録科目の拡大
 - ・ 大学推奨科目（他大学科目を推奨）について、全学部への導入を目指す。
 - ・ 学生申請科目（他大学科目を学生が申請）について、認定基準を明確化し、一層制度の普

及を図る。

- ・ 他大学との協定締結により、学生が広く他大学の科目履修が可能となる体制の整備を図る。
- ・ 社会活動の単位認定制度を実施する。
- ・ 長期履修制度の活用について、検討を進める。

(イ) 運営のための環境整備

- ・ 電子シラバスと教員プロフィールについて、基礎教育センター等とも連携して、公開する。
- ・ 将来像とそれに向けて大学生活の中で獲得するのが望ましい知識・能力のモデルについて検討する。

② 基礎ゼミナールの導入

- ・ 基礎ゼミナールについては、平成 17 年度の実施状況を踏まえ、少人数ゼミによる教育効果をより高めるため、以下の充実を図る。
- ・ 各クラスに分かれての「基礎ゼミナール」の実施回数及びクラス数を増やすとともに、開講時限を拡大し、学生履修の利便性を高める。
- ・ 大学内外の卓抜した人材を講師とすることなどにより、「都市文明講座」（4月に全4回開講）の内容充実を図る。
- ・ 学生による授業評価など実施状況を検証し、充実に努める。

③ 都市教養プログラムの導入

- ・ 都市教養プログラムについては、平成 17 年度の実施状況を踏まえ、以下の充実を図る。
- ・ 開講科目数を増やすとともに、時間割配置を工夫するなどにより学生の履修の利便性を高める。
- ・ 実施状況を検証し、さらなる充実に努める。

④ 実践的英語教育の導入

- ・ 全学共通の必修科目（8単位ただし健康福祉学部は6単位）として、日本語教員及びNSE講師による実践英語科目（1年次対象各83クラス、2年次対象各65クラス、全592コマ）を開講する。
- ・ 入学時にクラス編成テストを実施し、適正なレベル別クラス分けを行う。
- ・ 統一試験を行うとともに、学生による授業評価など実施状況を詳しく検証し、英語プログラムの充実に努める。

⑤ 課題解決型情報教育の導入

- ・ 全学共通の必修科目（2単位）として「情報リテラシー実践Ⅰ」を、選択科目（2単位）として「情報リテラシー実践ⅡA」「情報リテラシー実践ⅡB」を開講する。
- ・ 「情報リテラシー実践Ⅰ」は、前期に38クラス（1クラス原則50人）開講し、ITをツールとして活用し、情報の収集、分析、編纂、伝達・発信、コミュニケーションなど情報対応能力を向上させる内容とする。
- ・ 「情報リテラシー実践ⅡA」「情報リテラシー実践ⅡB」は、後期に22クラス開講し、より進んだ課題の解決に挑戦する内容とする。
- ・ 学生による授業評価など実施状況を検証し、充実に努める。

⑥ 体験型インターンシップの導入

- ・ 学生が現場を体験する中で、大学生活における自らの学習面・生活面の目標設定ができるようにするという目的を踏まえ、教員による関わりを充実させるとともに、事前・事後学習の工夫など内容の充実を図る。
- ・ 学生による授業評価など実施状況を検証し、充実に努める。
- ・ 選択科目（2単位）として受入箇所約200箇所、受入人数1,000名程度で実施する。

- ・平成20年度に履修を希望する全学生の実習が実現できるよう、都庁及び都の外郭団体をはじめとして、区、市、民間企業等の実習先の拡大を行う。

○ 専門教育の充実

- ・平成17年度実績を踏まえ、全学的な方針を定め、これに基づき、学部・学科・系・コースごとに具体化を図る。
 - ① 育成する人間像
 - ② ①に基づいた人材を育成するためにどのような教育内容・方法を工夫、実施していくかと、それをどのような段階を追って達成していくか
 - ③ 専門的な知識の習得能力・洞察力・探求力の育成向上のための専門科目の構成・内容等の点検

○ 分散型キャンパスへの対応

- ・平成17年度に定めた平成18年度の対応策を実施する。
- ・遠隔教育の必要性などについて検討する。

○ 教育実施体制の整備

- ・教育課程の変更等に伴う教育学習環境のニーズに適切に対応する。
- ・教育研究用システムの再構築に合わせて、キャンパス間ネットワークの整備を進める。

～大学院教育における取組み～

○ 大学院教育の充実

- ・次の点について全学的な方針を定め、研究科・専攻・系・専修ごとに具体化を図り、平成18年度の新しい研究科構成による教育研究活動を着実に実施する。
 - ① 育成する人間像
 - ② ①に基づいた人材を育成するためにどのような教育内容・方法を工夫、実施していくかと、それをどのような段階を追って達成していくか
 - ③ 専門的な知識の習得能力・洞察力・探求力の育成向上のための専門科目の構成・内容等の点検
- ・採択された「魅力ある大学院教育イニシアティブ」事業を推進するなど、再編の理念に沿って大学院教育の充実を進めていく。

○ 高度専門職業人の養成

- ・社会科学研究科法曹養成専攻や経営学専攻における人材の養成を進めるとともに、人間健康科学研究科において、専門看護師教育課程の認定を受けるための準備を進める。

○ 大学院における社会人のリカレント教育

- ・社会科学研究科経営学専攻、理工学研究科、都市環境科学研究科地理環境科学専攻・都市システム科学専攻、人間健康科学研究科において夜間や土曜日の開講を行い、高度専門職業人の養成など社会人のリカレント教育ニーズに応える。

【教育の質の評価・改善】

○ 多面的検証、評価とその活用

- ・ファカルティ・ディベロップメント及び自己点検・評価の結果を教育の質の向上に結びつける。

- ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施
 - ・ 全学的な方針を定め、FD委員会において基礎教養科目に関するFDを充実させ、実施するとともに、各学部等における専門教育科目に関するFDの実施に向けた啓発推進策を検討する。
 - ・ 基礎教養科目について、平成17年度の実施内容を継承するとともに、各授業担当者にフィードバックしたアンケート結果による授業の改善状況を、委員会として検証する。
 - ・ 教員への基礎教養科目の授業公開による相互評価の実施策について検討する。
 - ・ 都市教養プログラム、情報リテラシー実践Ⅰ、実践英語、基礎ゼミの都市教養科目群、及び基礎教養科目全般の授業評価を実施する。
 - ・ FD委員会において学部等で実施する専門教育科目の授業評価を支援するとともに、結果報告の公開を行う。

- 自己点検・評価（教育研究分野）の実施
 - ・ 平成17年度の教育研究分野の自己点検・評価については、自己点検・評価委員会において所定の時期までに取りまとめる。
 - ・ 平成18年度の自己点検・評価の実施に向けた準備を着実に進行する。
 - ・ 自己点検・評価結果はホームページ（HP）などで学内外に公表するとともに、自己点検・評価委員会及び教育研究審議会にて改善策を検討し、教育現場への反映を図る。

- 第三者評価の実施
 - ・ 第三者評価に関する基礎的な検討を開始する。

- 成績評価基準の作成
 - ・ 全学的な方針を定めた上で、基礎教養科目について、教務委員会が中心となって、成績分布状況を検証し、統一の成績評価基準作成に向けた準備を行う。
 - ・ 基礎教養科目について、全教員の成績評価の実態を調査し、公表する。
 - ・ 専門教育科目について、各学部における成績分布状況の詳細検討を踏まえ、成績評価基準作成に向けた準備をさらに進める。
 - ・ 各学部等は、専門教育科目について、学生からの成績評価に関する問い合わせに対し、正確性と公平性を担保するための対応措置を検討する。

- 情報の公表
 - ・ 電子シラバスをホームページで公開する。
 - ・ 平成17年度の自己点検・評価の結果については、ホームページなどで公表する。

（2）学生支援に関する取組み

- 学生サポートセンターの設置
 - ・ 学生支援を全学的に統括するセンターとして、各キャンパスと連携を図り、円滑なサービスを行う。
 - ・ 学生に対する支援をサービスとして明確に位置づけ、学生ニーズを的確に把握しながらその質の向上に取り組む。
 - ・ 平成17年度の実施状況を検証し、すべての学生が有意義な学生生活を円滑に送るとともに、進路を主体的に決定できるよう、教育研究組織（基礎教育センター等）と事務組織（学生サポートセンター等）とが連携し、教員と学修カウンセラー、就職カウンセラー等教職員が協力して支援体制を整備し、「履修、自律、進路選択の各段階にわたる主体的な進路選択に向けた自己開発力の形成支援」に関する全学的な方針を定め、実施する。
 - ・ 平成17年度の実施状況を検証し、目標設定に悩む学生に対して、履修相談・就職相談・適

応相談・教員のオフィスアワーなどによるきめ細かな指導・支援を行う。

【学修に関する支援】

○ 履修相談体制の整備

- ・ 平成 17 年度の実施状況を検証し、専門領域に関する相談への学部教員の相談体制を強化する。
- ・ 学生が自ら描く将来像に向かい、目的意識をもって大学生活を送ることが出来るよう、各窓口・教員・学修カウンセラー・基礎教育センター間の連携の仕組みを明確化するとともに、連携を密にして、履修相談や進路選択などについてきめ細かな指導・支援を行う。
- ・ 各学部等は、平成 17 年度の実施状況を検証し、教員のオフィスアワーなど学修に関するきめ細かな指導・支援の充実を図る。

○ 図書情報センターによる学修支援

- ・ 各キャンパス分館を含む全館を統括するセンターとして、以下の取り組みを行う。
- ・ 教育研究用書籍及び雑誌、電子ジャーナル、オンラインデータベース等の効果的かつ効率的な整備に向けた基本方針を策定する。
- ・ 書籍・資料の良好な保全・管理のための基本方針を策定する。
- ・ 外部機関の専門研修への参加により、司書の資質向上を図る。
- ・ レファレンス機能を含めセンター全体の機能充実に向けた具体的方針を策定する。
- ・ 図書情報センター利用オリエンテーション、電子ジャーナル操作講習会、情報リテラシー授業支援などの利用者教育を推進する。
- ・ 大学図書館間の相互貸借を有効に活用し、幅広い学術情報の提供を行う。
- ・ 利用者のニーズを的確に把握・分析し、それをもとに業務の見直しを行う。

【学生生活支援】

- ・ 奨学金に関する情報提供や手続き、アルバイト情報等の紹介、健康診断、医務室での健康相談等を実施する。
- ・ 大学行事やサークル活動等、学生の自主的な諸活動を積極的に支援する。
- ・ 成績が特に優秀な学生に対する授業料減免制度を実施する。
- ・ 成績優秀者や課外活動で顕著な成果を収めた学生に対する表彰制度の導入を図る。

【就職支援】

- ・ 就職課が全キャンパスを対象とする支援を行うとともに、各キャンパスにおいて学生一人ひとりの能力、適性等に十分に配慮したきめ細かな支援を行う。
- ・ 学生一人ひとりの能力、適性、資格、免許等に十分に配慮したきめ細かな支援を行うため、個々の学生カウンセリングや就職支援委員会を通じて、情報交換及び情報の共有化を行うなど、就職カウンセラーや就職相談員と各学部・研究科との協力体制を強化する。
- ・ 平成 17 年度の実施状況を検証し、大学低学年からの支援を行うため、教員と学修カウンセラー、就職カウンセラー、学生サポートセンターが連携した支援体制を整備し、「履修、自律、進路選択の各段階にわたる主体的な進路選択に向けた自己開発力の形成支援」に関する全学的な方針に基づき、各種就職対策プログラムを実施する。
- ・ 学生の就職・インターンシップを支援するため、the Tokyo U-club、同窓会との連携を図りながら、企業開拓を行う。
- ・ 外国人留学生に対する就職ガイダンスを実施し、支援していく。

【留学支援】

- ・ 海外留学資料室を整備し、情報提供を行うとともに、留学説明会・留学準備講座の開催や個別相談の実施などきめ細かな支援を行う。
- ・ 海外への留学を希望する学生に対する支援計画を定め、順次実施する。
- ・ 交流先にふさわしい大学との学生交流協定の締結を進める。

【外国人留学生支援】

- ・ 国際交流会館の活用（会館の会議室の利用やさまざまなプログラム提供など）、チューター制度の実施、住居斡旋、外国人留学生相談、オリエンテーション・セミナーの開催など多様な支援を行う。
- ・ オリエンテーション・セミナーの開催や個別相談などの機会を通じて外国人留学生のニーズを的確に把握し、支援の質の向上に取り組む。
- ・ 外国人留学生に対し、初級から超上級（アカデミックレベル）まで、各学生の日本語レベルに対応した日本語学習支援・日本事情教育を実施する。
- ・ 外国人留学生に対する支援計画を定め、順次実施する。

【適応相談】

- ・ 大学生活で生じるさまざまな悩みや、対人関係・性格・心理適応上の問題などに対して、学生相談室において、専門の心理カウンセラーが個別カウンセリングを実施する。
- ・ 特に、精神的に不安定な学生については、指導教員や学内諸機関間の連携のしくみを明確化し、きめ細かい対応を行う。
- ・ 学生相談室で、能力開発のためのカウンセリングや心の健康増進教育等を実施する。
- ・ 全キャンパスでの適応相談については、平成 17 年度に実施した調査・検討を踏まえ、対応策の検討を行う。

【支援の検証】

- 定期的かつ継続的な検証
 - ・ 学生のニーズを適切に把握できる調査の方法などについて検討する。
 - ・ 支援内容を検証し、改善を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の内容等に関する取組み

- 研究の方向性
 - ・ 教員一人ひとりが、中期計画期間中に確実な成果を実現することを目指し、それぞれの専門分野における研究を推進する。その際、大学の使命及び学術の体系化の双方を意識する。
 - ・ 大都市の課題解決に資するため、先端的、学際的研究に取り組むとともに、長期的視野に立脚した課題に取り組む。
 - ・ 東京都の試験研究機関や他大学などとの共同研究・共同プロジェクトを推進し、大都市の諸問題の解決に貢献する。
- 海外の研究機関との連携
 - ・ 海外の大学や試験研究機関と連携し、アジアをはじめとする世界の都市問題の解決に貢献する。
- 研究成果の社会への還元
 - ・ 学術論文の発表、学会活動、オープンユニバーシティでの講座の提供等により、研究成果を幅広く社会へ発信する。
 - ・ 産業界や東京都をはじめとする自治体、地域社会等との連携を積極的に進め、研究成果を広く社会に還元する。
 - ・ 社会への発信、還元の実績をとりまとめる。
- 研究成果の評価
 - ・ 研究費評価・配分委員会での検討を踏まえ、平成 17 年度の一般財源研究費の研究成果の評価について、試行を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み

- 研究環境の支援
 - ・ 設定された重点研究分野の研究に対し、必要な研究環境の支援を行う。
 - ・ 教育研究用システムの再構築に合わせて、キャンパス間ネットワークの整備を進める。
- 研究者の相互交流
 - ・ 国内外の大学、研究機関等との間で、研究者の相互交流を行う。
- 研究費の配分
 - ・ 基本研究費のほかに、傾斜的研究費（競争的配分）を設け、重点研究分野等を中心に全学又は学部ごとに定めたテーマに対し、研究費を配分する。
- 外部資金等の獲得
 - ・ 企業等からの外部資金や、科学研究費補助金、その他の国の競争的資金を積極的に獲得するため、関連する事務組織は情報提供をはじめとする適切な支援を行う。
 - ・ 各教員は積極的に外部資金獲得を進める。
 - ・ 平成 19 年度科学研究費補助金の申請に当たっては、部局ごとの取組みを進め、研究計画調書の質の向上、教員数を上回る申請件数をめざす。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 産学公連携に関する取組み

- 産学公連携の強力な推進
 - ・ 平成 17 年度に整備したデータベースを活用し、企業等が活用しやすい情報提供を行う。
 - ・ コーディネーターは、技術相談や研究機関等との連携を通じて把握した最新の企業ニーズ情報を的確に教員に提供する。
 - ・ 産学公連携センター運営委員会委員とコーディネーターとの協働による情報提供について検討する。
 - ・ 他大学や研究機関と連携を図り、研究情報の共有化を進める。
 - ・ コーディネーターの活動を強化することにより、受託研究・共同研究等を充実し、年間 250 件以上の成立を目標とする。
 - ・ 区部における連携強化のため、秋葉原サテライトオフィスにおいて、セミナー等の開催や技術相談を実施する。
 - ・ 秋葉原サテライトオフィスを活用し、大学・研究機関と中小企業の交流の場を設けるなど、産学公連携を推進する。
 - ・ 都と連携し、中小企業と大学の連携促進に向け積極的なネットワーク構築を進める。
- 産学公連携の共同研究等を推進する方策
 - ・ 産業振興に資するため、産学公連携センターで戦略的に実施する事業をリーディング・プロジェクトとして選定し、大学全体での研究推進に取り組む。
- 知的財産の管理・活用
 - ・ 技術移転等の可能性が高い知的財産については権利化を速やかに進める。
 - ・ 権利化されたものについては、企業等による積極的な活用（技術移転）を行う。
 - ・ 特許について、年間 40 件の出願をめざす。

(2) 都政との連携に関する取組み

- 都との連携事業の推進
 - ・ 都との連携強化に向け、各局と緊密に調整を図り、調査・研究、研修、教育・研究プログラム開発、審議会への参加などにおいて、都のニーズを的確に把握するとともに、それへの迅速な対応や提案を行う。
 - ・ 平成 18 年度に事業化された事業を着実に実施する。
 - ・ 平成 19 年度に向けては、平成 18 年度を上回る事業化、連携の強化に向けて、各局との調整を行う。
- 都の試験研究機関や博物館・美術館などとの連携
 - ・ オープンユニバーシティにおいて、環境局、東京都歴史文化財団との連携講座に加え、交通局、東京都交響楽団等との連携講座を企画、実施する。
 - ・ 産業労働局、建設局等の試験研究機関との共同研究・共同事業を進める。
 - ・ 東京都歴史文化財団文化施設と関係コース教員との懇談会を開催し、各機関の職員と教員及び学生との交流を進めるとともに、授業等に都の文化施設を活用するなど、学生の文化施設利用の促進を進める。

(3) 都民への知の還元に関する取組み

- 生涯学習、継続学習のニーズへの対応（オープンユニバーシティ）
 - ・ 都民を対象にした教養講座や社会人などを対象にしたキャリアアップ・リカレントを目的とした講座を 300 講座程度開設する。
 - ・ 自治体等への研修支援講座、産学連携講座の拡充を目指す。
 - ・ 受講者のニーズを踏まえ、受講者の利便の向上を図るとともに、広報活動の充実を図る。

- 日本語教育講座等の開設（オープンユニバーシティ）
 - ・ 多様な日本語学習者を指導する教育ボランティアや日本語教員等向けの日本語教育講座を実施する。
 - ・ マルチメディアなどを利用した日本語遠隔教育システムの開発を検討する。

- オープンユニバーシティの都心展開
 - ・ 都民等が通所しやすい飯田橋キャンパス（東京区政会館）を中心に講座を展開する。

- オープンユニバーシティの講座の定期的な改善・見直し
 - ・ 受講者アンケートなどによりニーズの把握を行い、受講者のニーズに合った講座内容の工夫を図る。
 - ・ 17年度講座の評価を分析し、その結果を講座の企画・実施に活かし、内容の充実を図る。

- 一般開放・学術情報の発信（図書情報センター）
 - ・ 大学が所蔵する豊富な学術情報を都民に還元するため、都民開放を着実に実施していく。

Ⅲ 産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置

平成 18 年 4 月に産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻及びオープンインスティテュートを設置するとともに、平成 20 年 4 月の創造技術専攻（仮称）開設に向けて必要な準備を行う。

1 教育に関する目標を達成するための措置

（1）教育の内容等に関する取組み

- 専門的知識を有する学生の確保
 - ・ 筆記試験及び口頭試問による一般選抜を年複数回行うほか、多様な選抜として、社会人を対象にAO入試を実施し、専門的知識を有する学生を確保する。
- 実践型教育の推進
 - ・ 「ネットワーク・サーバ系領域」、「ソフトウェア開発系領域」、「データベース系領域」からなるIT系専門領域科目群を設置する。
 - ・ 具体的プロジェクトを題材に問題解決手法を「体得」するため、PBL（Project Based Learning）による実践型教育の準備を行う。
- 継続的な教育の質の向上
 - ・ 自己点検評価及びファカルティ・ディベロップメント（FD）を実施し、評価結果を学内運営に反映させる。
 - ・ 運営諮問会議を通じて、企業が求める実務教育分野、PBL実施方法、オープンインスティテュート講座などの提言を受け、これを教育の質の向上に反映させる。
- 創造技術専攻（仮称）開設準備
 - ・ 平成 19 年 6 月、文部科学省に対して創造技術専攻（平成 20 年 4 月開設予定）の設置申請を行うため、カリキュラムなど教育内容を検討する。

（2）教育実施体制等の整備に関する取組み

- 運営諮問会議の設置
 - ・ 学長の諮問機関として、産業界の代表者など学外委員を中心に構成する運営諮問会議を設置する。また、実務的な内容を検討するため、実務担当者による部会を設置する。
- 最新技術の動向に対応する実務家教員の確保
 - ・ 創造技術専攻の教員組織を編成するにあたり、設置申請の際の教員審査基準を満たす教員候補者を専門的な観点から選考し、適任者を確保する。
 - ・ 運営諮問会議の提言を参考に、教員の研修体制について検討する。

（3）学生支援に関する取組み

- 学習環境の整備
 - ・ 図書室の専用書架や自習室のコンピュータネットワークなど、学習環境を整備する。
- 柔軟な学習時間の設定と学習支援
 - ・ 社会人に配慮し、授業時間を平日夜間、土曜昼間とする。
 - ・ 1科目あたり週2回の講義により約2ヶ月で履修できるクォーター制を導入する。

- ・ 運営諮問会議の提言を参考として、卒業生のキャリア開発について検討し、キャリアアップとなる就職支援に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の内容等に関する取組み

- 情報アーキテクチャ専攻における研究の推進と付加価値の創造
 - ・ 実学教育を実施するためのPBL教育に向けて、実プロジェクトの調査、教育プロセスの研究・開発に努める。
 - ・ 情報アーキテクトに必要とされる業務遂行能力と達成レベルを表す指標（コンピテンシーの体系など）を分析し精緻化する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み

- 現場ニーズと最新技術の反映
 - ・ 運営諮問会議による研究内容に関する評価を実施し、その結果を研究活動に反映させる仕組みを構築する。
 - ・ 多様な外部人材の参加を仰ぎ、共同して講座等の提供、共同研究や共同事業を実施する仕組みを整備する。
- 産学公連携センター等との連携体制の構築
 - ・ 産学公連携センターを通じて、企業、大学、試験研究機関等とのネットワーク構築に着手する。

3 社会貢献に関する目標を達成するための取組み

(1) 中小企業活性化に関する取組み

- ・ オープンインスティテュートにおいて、組込ソフトやデザイン関連の講座を開設するとともに、共同研究や共同事業を進め、都内中小企業の活性化に貢献する。

(2) 都民への知の還元に関する取組み

- ・ オープンインスティテュートにおいて、幅広く企業ニーズや技術革新に適時的確に対応する講座等を提供し、産業界への知の還元に関する取り組みを推進する。

(3) 高度専門技術者の育成に関する取組み

- ・ 高度専門技術者の一貫教育について、高専と連携・協力を図っていく。

IV 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組み

- ・ 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学に在学する学生・院生に対し、履修指導をはじめ、教育課程の保障のための的確な措置を講ずる。
- ・ 成績不振などにより退学勧告を受けた学生に対して、面接を行い、適切な個別指導を行う。
- ・ 東京都立短期大学に引き続き在学する学生（留年生）に対しては、教育課程の保障のための措置を講じるとともに、早期の卒業が可能となるよう、きめ細かな学習・進路指導を行う。

(2) 学生支援に関する取組み

学生サポートセンターにおいて履修相談、就職支援、適応相談など学生支援を行う。

○ 履修相談

- ・ 履修相談を行い、きめ細かく指導・支援を行う。

○ 就職支援

- ・ 就職支援システムを各キャンパスと連携して構築することにより、卒業後の進路について100%把握を行う。
- ・ 学生一人ひとりの能力、適性、資格、免許等に十分配慮したきめ細かな支援を行うため、個々の学生カウンセリングや就職支援委員会を通じて、情報交換及び情報の共有化を行うなど、就職カウンセラーや就職相談員と各学部・研究科との協力体制を強化し、学部卒業生の就職・進学率100%をめざす。
- ・ 学生の就職・インターンシップを支援するため、the Tokyo U-club、同窓会との連携を図りながら企業開拓を行う。
- ・ 卒業生に対して一定期間の追跡調査を行い、就業状況等を把握する。

○ 適応相談

- ・ 学生相談室において、専門の心理カウンセラーが個別カウンセリングを実施する。

V 法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 戦略的な法人運営制度の確立
 - ・ 法人・大学の運営に関する方針等の周知徹底を図るため、教職員向けの情報伝達・提供の充実を図る。
 - ・ 企画立案機能の強化、戦略的運営の推進を図るため、基礎的データの収集・分析を行う。
 - ・ 教職員に対し、法人・大学の運営に関する研修を実施する。事務職員については、能力向上、学生サービス向上に向けた研修などの取組を行う。
 - ・ 理事長・学長の迅速な意思決定を補佐し、その円滑かつ的確な実施を実現する観点から、経営・教学戦略委員会の機能強化を図る。
 - ・ 財務分析の指標を検討し、平成17年度決算の分析を行う。分析を踏まえ、総合的な見地から翌年度以降の予算配分を行う仕組みを試行する。
- 効率的な法人組織の整備
 - ・ 新大学院の設置などを踏まえ、教員役職者の兼務、審議組織の一体的運営などにより各大学の効率的運営を図る。
 - ・ 4大学の学年進行に伴う学生数の減及び首都大学東京の学年進行に伴う学生数の増にあわせ、組織・役職を計画的効果的に配置していく。
- 迅速な意思決定の仕組みの構築
 - ・ 理事長・学長の迅速な意思決定やリーダーシップを補佐し、これを的確に反映した円滑な法人・大学運営を実現するための仕組みを整備する。
 - ・ 運営委員会について、「理事長、学長等の意思決定の補佐」及び「経営審議会、教育研究審議会の審議の補佐」という機能を十全に果たすことができるような仕組みの整備を図る。
- 監事による監査の実施
 - ・ 平成17年度の実施状況を踏まえ、法人運営の不断の見直しを図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 学部教育における新分野の構築
 - ・ 平成19年度以降の新コース開設へ向けた取組みを進める。
 - ① 平成18年4月からインダストリアルアートコースの学生を受け入れるとともに、日野キャンパスにおける教育環境等の整備を進める。
 - ② 平成19年度の都市政策コースの開設に向け、コース準備委員会での検討、コース受入学生の選考、教育環境等の整備など、着実に準備を進める。
 - ③ 観光・ツーリズムコース（仮称）については、設置計画の策定、コース概要の公表を行うとともに、教員公募など平成20年度の開設に向けた準備を進める。また、東京都産業労働局及び環境局からの委託を受け、コース開設に先駆けて東京都からの寄附講義を実施する。
- 教育研究組織の定期的な見直しのシステムの確立
 - ・ 教育研究組織に関する定期的な自己点検・評価、外部評価の仕組みづくりなどの準備を行う。

- 部局長のリーダーシップの確立
 - ・ 法人・大学の全体的な運営方針を踏まえ、部局長が権限や役割に応じたリーダーシップを十全に発揮できるような体制の確立を図る。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 現員管理
 - ・ 引き続き学部の教員設定数に基づき適切な現員管理を行い、人件費総額の節減に努める。
- 教員への任期制・年俸制、業績評価制度の導入
 - ・ 教員の意欲と努力に応える人事制度を適切に運用する。
 - ・ 任期制・年俸制を本格実施する。
 - ・ 業績評価制度の試行を行い、平成 19 年度本格実施に向け、さらに詳細設計を進める。
- 戦略的な教員人事の実施
 - ・ 任期制・年俸制の本格実施や業績評価制度の試行を踏まえ、人事委員会、教員選考委員会をいっそう有効に活用して、法人全体の人事の方針や計画に基づく戦略的な教員人事を実施する。
 - ・ 研究機関等からの任用拡大や外部招聘人事などの検討を行う。
- 教員採用における公平性・透明性の確保
 - ・ 教員採用について、原則として、公募制により実施する。
- 勤務時間管理の弾力化
 - ・ 裁量労働制を導入する。
 - ・ 適正な兼業・兼職の基準設定について引き続き検討し、必要な見直しを図る。
- 固有職員等の活用
 - ・ 業務の内容に応じて、固有職員・人材派遣職員の適切な活用を図る。
 - ・ 都派遣職員・固有職員・人材派遣職員の職務内容に応じ、適切な役割分担を図り、都派遣職員数の縮減について、業務運営の状況等を勘案しつつ、計画的に進める。
- 固有職員の人事給与制度の整備
 - ・ 優秀な固有職員を確保するため、固有職員の人事給与制度について、平成 20 年度導入に向けて、整備を進める。

4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置

- 情報ネットワークの整備
 - ・ 教育研究用システムの再構築に合わせて、インターネット接続の方法を整理し、経費の削減を目指す。
- 効率的な執行体制に向けた定期的な事務組織の見直し
 - ・ 各大学の事務執行の効率化を図るため、学年進行にあわせ、学内事務組織の見直しを行う。
- アウトソーシングの活用
 - ・ 効率的な業務執行を図るため、業務委託や人材派遣などを積極的に活用する。

VI 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金等の増加に関する目標を達成するための措置

- 全学的な外部資金等の獲得
 - ・ 企業等からの外部資金獲得額について年間 10 億円を目標とする。
 - ・ 科学研究費補助金など国の競争的資金の獲得件数について、年間 350 件を目標とする。
 - ・ 産学公連携センターにおいて、全学的な外部資金等の獲得体制を整備する。
 - ・ 平成 17 年度実績を踏まえ、外部資金獲得を促進するためのインセンティブ付与の方法について一層の検討を行う。
 - ・ 活用可能性が高い知的財産については権利化を速やかに進める。
- 寄附金の獲得
 - ・ 教育研究環境の充実のため、各部門において寄附金の獲得に向け、外部に積極的に働きかける。
 - ・ 寄附金を基金にした奨学金制度の創設について検討する。

2 授業料等学生納付金に関する目標を達成するための措置

- 授業料等学生納付金の適切な料額決定及び確保
 - ・ 成績が特に優秀な学生に対する授業料減免制度を実施する。
 - ・ 授業料の口座振替制度を導入する。

3 オープンユニバーシティの事業収支に関する目標を達成するための措置

- ・ 都民・受講者のニーズの観点から講座の内容・規模等を見直し、事業収支の改善に取り組むとともに、収支改善の指標の検討を行う。

4 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 契約の合理化・集約化等による管理的経費等の節減
 - ・ 複数年契約や希望制指名競争入札などを実施し、その結果を検証しつつ、順次対象の拡大を図る。
- 省エネの徹底
 - ・ キャンパスごとまたは部局ごとに省エネルギー対策に取り組む。
- アウトソーシングの活用
 - ・ 管理的な業務に関して、人材派遣職員の活用を行う。
 - ・ 施設管理委託などについて、検討を行う。
- 全学的なコスト管理の仕組み作り
 - ・ 各部門などにおいて経費削減のインセンティブを与える仕組みの導入を検討し、順次実施する。
- 業務改善
 - ・ 事務情報システムの再構築を行うとともに、業務改善の推進に向け、検討を行う。

5 資産の管理運用に関する目標を達成するための措置

- 施設利用の適正化
 - ・ 学内施設利用の適正化、効率化を推進し、臨時的な業務や学外への貸付などに活用可能なスペースの拡大に取り組む。
- 学内施設の貸付等有効活用
 - ・ 受入方針や受入団体の基準などに基づき、積極的に学外への貸付等を実施する。
- 自己収入の増加
 - ・ 資産の管理運用による自己収入について、平成 17 年度実績を検証し、その後の中期計画期間における指標について検討する。
- 建物・設備の計画的改修
 - ・ 平成 17 年度に策定した維持・保全計画に基づき、施設整備計画を策定し、これに基づき東京都から施設費補助金等の改修財源の確保に努める。
- 知的財産の有効管理・活用
 - ・ 知的財産について、特許の維持経費にも配慮した効果的な運用を行う。
- 効果的な資金運用・資金管理
 - ・ 法人の資金管理基準及び平成 18 年度資金管理計画に基づき、資金運用・資金管理を安全性、安定性等を考慮し適正に行う。

6 剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開に関する目標を達成するための措置

- 剰余金の有効活用
 - ・ 各年度の法人の剰余金のうち、都知事が経営努力等により生じたと認める分について、法人の戦略的な事業展開に活用できる仕組みを構築する。
 - ・ 経費削減等の努力を行った部門に剰余金の一部を還元するなど、適切なインセンティブを与える仕組みを導入する。
 - ・ 剰余金を法人としての重点事業に活用する仕組みを作り、その仕組みの中で教職員の意識改革が図れるような活用方法を検討する。

VII 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 部局の実施方針の策定
 - ・ 平成 17 年度実績を踏まえて、各部局は、法人の中期計画・年度計画を具体化するため、法人の全体実施方針を踏まえて、部局の実施方針を策定する。
- 自己点検・評価の実施
 - ・ 平成 17 年度の自己点検・評価を、経営審議会の総括のもと、6 月末までに取りまとめる。
 - ・ 平成 18 年度の自己点検・評価の実施に向けた準備を着実に行う。
- 評価結果の活用
 - ・ 自己点検・評価、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価の結果については、速やかにHPなどで学内外へ公表するとともに、不断の改善につなげる。
- 第三者評価の実施
 - ・ 第三者評価に関する基礎的な検討を開始する。

Ⅷ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 広報活動の積極的展開に関する目標を達成するための措置

- 広報戦略の策定
 - ・ 平成 17 年度の実績及び効果を検証し、広報に関する平成 18 年度の全体方針を定め、これに基づき効果的な広報を実施する。
- 効果的な入試広報の実施
 - ・ 上記全体実施方針に基づき、平成 17 年度の実績及び効果の検証を踏まえ、入試広報の実施計画を策定し、教職員が一体となって、効果的な入試広報を実施する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進に関する取組み

- 自己点検・評価その他の評価結果の公表
 - ・ 平成 17 年度の自己点検・評価の結果について、速やかにホームページなどで学内外へ公開する。
- 学内情報の公開
 - ・ 広報刊行物・ホームページなどを活用し、法人及び大学に関する情報発信を積極的に行う。
 - ・ 財務諸表などの法人の経営状況等を示す資料や大学の教育研究活動等に関する資料などについて、ホームページなどで学内外に公開する。
 - ・ 大学の教育研究活動等に関するデータベースの整備について検討する。
- 情報公開
 - ・ 東京都情報公開条例に基づき、情報公開請求に適切に対応する。

(2) 個人情報の保護に関する取組み

- ・ 東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、適正な個人情報保護を行う。

3 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 老朽施設の計画的な維持更新
 - ・ 平成 17 年度に策定した維持・保全計画に基づき、施設整備計画を策定する。
 - ・ 施設費補助金等の改修財源を適切に確保する。
 - ・ 南大沢キャンパスの中央監視盤改修を着実に実施する。
 - ・ 東京都と連携し、日野キャンパスの施設整備を円滑に実施する。
- 既存施設の適正かつ有効な活用
 - ・ 既存施設について、利用状況を把握し、スペースの有効活用を進める。
 - ・ 空き施設等の外部貸出を積極的に行う。
 - ・ 施設の維持・管理費と料金収入の関係の実態を検証する。
 - ・ キャンパス間の研究室等の移転については、施設の有効活用を進め、円滑な取組みを行う。

4 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 全学的な安全衛生管理体制の整備
 - ・ 全学的な安全衛生管理体制を整備し、教職員や学生に対する安全教育を行う。
 - ・ 放射線などの危険防止に向け、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取組を適切に行う。
 - ・ 実験廃液や廃棄物の適正処理など、環境保全に十分な配慮を行う。
- 災害等に対する危機管理体制の整備
 - ・ 大規模災害に備え、法人内部の危機管理体制を整備するとともに、地域や関連機関との連携体制を整備する。
 - ・ ライフラインや通信連絡手段の確保を図り、大規模災害発生時にも的確に対応できる体制を整備する。
- 損害保険の設定
 - ・ 事故や災害のリスクを踏まえ、法人の財産や人命等に係る損害保険を設定する。

5 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 環境への配慮に関する取組み

- ・ 環境負荷の低減や循環型社会の実現に寄与する活動を推進する。
- ・ 教育研究活動により生じるものも含め廃棄物の適正管理を徹底する。

(2) 法人倫理に関する取組み

- ・ セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止委員会を設置し、具体的かつ必要な配慮や措置をとる。
- ・ キャンパスごとに必要な研究安全倫理委員会を設置し、研究に対する倫理的な配慮を確保する。

IX 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
別紙

X 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

40 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

XI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XII 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
南大沢キャンパス中央監視盤改修	総額 2 6 7 百万円	施設費補助金

金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることがある。

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成18年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,636
施設費補助金	267
自己収入	5,121
授業料及入学金検定料収入	4,912
その他収入	209
外部資金	1,123
計	23,147
支出	
業務費	21,457
教育研究経費	12,676
管理費	8,781
施設整備費	267
外部資金研究費	1,123
効率化推進積立金	300
計	23,147

[人件費の見積り]

期間中総額 10,745百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 効率化推進積立金は、法人の効率的な運営の推進を図ることにより、今後の標準運営費交付金の逡減に備え、新たに生じる必要な需要に適確に応えることを目的として積み立てる基金である。

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	22,604
経常費用	22,604
業務費	17,631
教育研究経費	4,759
受託研究費等	1,039
役員人件費	92
教員人件費	9,448
職員人件費	2,293
一般管理費	4,625
減価償却費	348
収入の部	22,904
経常収益	22,904
運営費交付金収益	16,397
授業料収益	4,138
入学金収益	577
検定料収益	196
受託研究等収益	1,063
その他収益	209
資産見返運営費交付金等戻入	69
資産見返物品受贈額戻入	255
純利益	300
総利益	300

注) 総利益300百万円は、効率化推進積立金相当額である。

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	23,147
業務活動による支出	22,256
投資活動による支出	591
翌年度への繰越金	300
資金収入	23,147
業務活動による収入	22,879
運営費交付金による収入	16,636
授業料及入学金検定料による収入	4,912
受託研究等収入	1,123
その他の収入	208
投資活動による収入	267
施設費補助金による収入	267
財務活動による収入	1
前年度よりの繰越金	0

注) 翌年度への繰越金300百万円は効率化推進積立金相当額である。

〔別 表〕法人の組織

1 教育研究組織

(1) 首都大学東京

学部
都市教養学部 都市環境学部 システムデザイン学部 健康福祉学部
大学院
人文科学研究科 社会科学研究科 理学研究科 工学研究科 都市科学研究科 保健科学研究科 (以下、平成 18 年度開設の研究科) 人文科学研究科 社会科学研究科 理工学研究科 都市環境科学研究科 システムデザイン研究科 人間健康科学研究科
基礎教育センター
オープンユニバーシティ

(2) 産業技術大学院大学 (平成 18 年 4 月開学)

大学院
産業技術研究科

(3) 東京都立大学

学部
人文学部 法学部 経済学部 理学部 工学部
大学院
人文科学研究科 社会科学研究科 理学研究科 工学研究科 都市科学研究科

(4) 東京都立科学技術大学

学部
工学部
大学院
工学研究科

(5) 東京都立保健科学大学

学部
保健科学部
大学院
保健科学研究科

(6) 東京都立短期大学

学科
文化国際学科 経営情報学科 1 部 経営情報学科 2 部 経営システム学科 都市生活学科 健康栄養学科
専攻科
都市生活学専攻 健康栄養学専攻

2 事務組織（平成 18 年 4 月改正）

経営企画室
企画課 財務課 教育研究支援課
総務部
総務課 会計管理課 文系管理課 理系管理課 システムデザイン学部管理課 健康福祉学部管理課 晴海キャンパス管理課 学長室 都立短期大学管理課
産学公連携センター
学生サポートセンター
学生課 就職課 相談課
基礎教育センター事務室
教務課 入試課
オープンユニバーシティ
オープンユニバーシティ事務室
図書情報センター
図書情報センター事務室
文系事務部
学務課
理系事務部
学務課
システムデザイン学部事務部
学務課
健康福祉学部事務部
学務課
産業技術大学院大学管理部
管理課